

令和7年度大正区コミュニティ育成事業 業務委託仕様書

1 事業名称

令和7年度大正区コミュニティ育成事業

2 事業目的

大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かし、地域団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等の様々な活動主体が地域活動に参画する仕組みを構築するとともに、持続可能なコミュニティ活動となるよう、地域コミュニティ同士のつながりをより一層強くする。

また、多様な活動の主体と協働し、あらゆる世代の住民が地域活動に参加するきっかけをつくることで「自らの地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、住民主体のコミュニティの育成を図ることを目的とする。

3 事業内容

事業実施にあたっては、上記の目的を踏まえて、単にイベントとして開催するのではなく、区民等との協働型事業として、次の【各事業】及び【各事業共通事項】を企画・立案し実施すること。

【各事業】

(1) 大正区民まつり

区民が互いに支えあい、尊重しあうコミュニティ意識は、地域住民の特色のある文化や伝統として継承してきた地域行事に参加することから始まる。

区民相互の連帯感とコミュニティの輪を拡げることがをめざし、区民・各種団体などの手による発表・各ブースの催しを中心に誰もが気軽に参加できるまつりの提案を行うこと

実施日：令和7年10月19日（日）（予定）

実施場所：千島公園一帯

実施要件：①模擬店（飲食、物販、PR等）出展団体の募集

※本市所有のテント（2.5m×2.5m×2.5m）30張については無償で貸与可能

②ダンス・演奏などの出し物出演団体の募集

（参考）過去の開催内容

○まつりの広場（千島グラウンド）

・女性会による民謡総おどり

・各種地域団体による発表

○くさっパ ひろっパ

・区内で活動する各種団体やサークル等によるダンス・演奏の発表

③区内で活動する各種団体やサークル等が参画できるブース、誰もが楽しめるコーナーの設置

④官公庁・各種団体の啓発コーナー出展にかかる各種調整

⑤その他、多くの区民・各種団体が集い参加できる企画

⑥本事業実施にあたり、区民・各種団体などが参画する実行委員会を設置し、運営すること。

(2) スポーツのつどい

区民が互いに支えあい、よりよい地域社会を形成していくためにスポーツを通じて幅広い年代のコミュニティの育成と活性化を図ることができるように、世代を問わず多くの区民が気軽に参加できるスポーツ事業の提案を行うこと。

実施日：契約日～令和8年3月31日までの間に1回

実施場所：大正区内において本事業を適切に実施できる場所

実施要件：①誰もが楽しめて参加しやすいプログラムとすること。

※過去の開催内容（参考）

・【令和6年2月実施】スポーツのつどい（ファミリージョギング・スポーツの体験）

②本事業実施にあたり、スポーツ関連団体等と連携して企画会議を開催し、実施日時やプログラム内容等について協議を行うこと。

（3）生涯学習フェスティバル

区民の自主的・主体的な「学び」への参加を促進するとともに、地域における生涯学習の拠点として区内各小学校下で行われている生涯学習活動への更なる意欲の向上を図るため、文化活動を行っている団体等の活動の発表の機会として、区民が集い交流する事業の提案を行うこと。

実施日：令和7年11月16日（日）（予定）

実施場所：大正区内において本事業を適切に実施できる場所

実施要件：次の要件を踏まえた開催内容とすること。

①新たな「学び」へのきっかけとなるようなものとすること。

②参加者一人ひとりが学習活動への意欲を一層高めるようなものとすること。

③「学び」の成果を地域に還元できるようなものとすること。

④こどもから大人まで幅広い世代間の交流を図るようなものとすること。

※過去の開催内容（参考）

・誰もが気軽に参加できる一日体験教室

・日頃の生涯学習活動の成果として作成された、美術・工芸品等の展示

・音楽、舞踊等、日頃の学習活動の成果としての舞台による発表

⑤各種団体との連携

広く区民が参加できるように工夫を凝らすとともに、大正区生涯学習推進員と連携し、区における生涯学習の活性化を図れるようにすること。

（4）区民ギャラリー

区民の文化芸術活動の推進と地域文化の振興は心のゆとりと豊かな情操を育む。区民の日頃積み重ねた成果を発表する場や、気軽に文化・芸術に接する機会として誰もが参加でき、実りのある文化芸術に親しめる事業として実施すること。

区内のアマチュアグループなどの創作発表の場として、大正区役所内のギャラリースペースに約4週間単位で作品を展示すること。

また、区内のアマチュアグループなどに働きかけ利用を促進すること。

実施期間：契約日～令和8年3月31日 ※ただし、本市の指定する期間を除く。

実施場所：大正区役所内ギャラリースペース（大正区役所2階正面玄関横）

※ショーウィンドー6台、移動ショーケース4台

実施要件：①区民ギャラリーの管理運営

②展示希望の受付・相談

③展示品の管理・展示

【各事業共通事項】

（1）本事業の実施にあたっては、ホームページや各種SNS等、様々な広報媒体を活用して区の魅力発信や、イベントの告知・報告などの情報を発信すること。

（2）本事業の実施にあたり、協賛金等の確保を行うことを妨げない。

その場合、使途等の透明性を確保するとともに、本委託料による執行分と明確に区分し、適正な会計処理を行うこと。

（3）本事業には、各種団体等や出演者との連絡調整、イベント当日の運営・進行及び警備、業務の企画、参加者の募集及び受付、広報、記録、評価、会計に関する業務、その他付随する業務を含む。

（4）緊急時の対応体制（地震・火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時、荒天中止時（警報発令による）等）を作成すること。

- (5) 受注者は、十分な危機管理体制のもと事業運営を行うこと。
- (6) 本事業の効果測定に関しては、参加者に対して実施したアンケートや実行委員会委員、参画団体から意見を求め、検証すること。
- (7) SNS等において、個人情報（個人を特定できる氏名・住所・電話番号・所属・肩書といった情報だけではなく、写真、動画、音声も含む。）を無断で掲載しないこと。
ただし、写真・動画・音声については、個人を特定できないものや、個人を特定できないよう加工したものは掲載を可とする。
また、下記事項に該当する内容は掲載しないこと。
 - ア 公序良俗に反する内容
 - イ 本事業内容に対して著しく乖離する内容
 - ウ 大正区または第三者を誹謗、中傷、名誉もしくは信用を傷つける内容
 - エ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
 - オ 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
 - カ 違法な情報やわいせつな内容なお、本事業にかかるアカウントに関して、上記事項に該当する投稿については、早急にコメントや画像の削除及びアカウントのブロック等を行うこと。
- (8) 本事業の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らさないこと。本事業を退いた後も同様とする。
- (9) 本事業実施にかかる官庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届け出等の手続を行うこと。
手続きにあたっては、事前に、発注者と、千島公園を管理する大阪市建設局など、施設の管理者と調整すること。

4 契約期間

契約日～ 令和8年3月31日

5 業務体制

- (1) 本事業の実施にあたり、事業の趣旨を理解し、目的を達成するために必要な人員として業務責任者及び連絡対応等の窓口担当者を各1名ずつ、かつ業務遂行上、必要な人員を配置し、業務遂行に支障のないよう本市との連携を密に図り業務全般の円滑な業務体制を構築すること。
- (2) 業務委託契約後、業務責任者及び窓口担当者を報告すること。

6 経費

- (1) 本事業で藤井組大正区民ホール及び株式会社藤井組 大正会館を使用する際、使用料は無料とする。
- (2) 本事業において、参加料等を徴収する場合は、参加者に還元される実費相当分とし、使途等の透明性を確保し、適正な会計処理を行うこと。
- (3) 委託料は、原則として、業務終了後に提出される業務報告書に基づいて内容の検査を行い、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、大規模事故や気象警報発生時、災害その他やむを得ない事由があるときなど、イベントの一部または全部を実施しない場合は、中止時点での出来高による支払いとし、双方協議のうえ、契約金額を変更する。

7 業務の実施状況に関する提出書類

業務着手時、完了時には、次の書類を本市に提出すること。

- (1) 業務着手時に必要な書類
契約締結後から14日以内に、業務計画書（業務委託料内訳書を含む）を作成すること。業務計画書には、業務体制、スケジュール、広報など業務を適正に実施するために必要な事項を記載するとともに、発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務完了時に必要な書類
業務完了後、業務及び収支の詳細な内容（協賛金等含む）及び効果測定の結果を明記した業務完了報告書を令和8年3月31日までに提出すること

8 研修の実施及び実施報告書の提出

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 66 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修終了後、速やかに「障がい理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を区役所に提出すること。

9 特記事項

次の特記仕様書を遵守のうえ、業務を実施すること。

- (1) 暴力団等の排除に関する特記仕様書
- (2) 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書
- (3) 不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア. 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ. 本仕様書記載の「3 事業内容」に記載の全ての業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 その他

- (1) 受注者は、この仕様書に基づき、常に発注者と連絡をとり、その指示に従うこと
- (2) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (3) 本事業の実施にあたり知り得た情報を他に漏らさないこと。また、本事業を退いた後も同様とする。
- (4) 本事業を実施するにあたっては本市担当者の指示のもとに協議・調整を行い、業務を遂行すること。
ただし、この仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

12 担当

〒551-8501 大阪市大正区千島 2 - 7 - 95

大正区役所 4階 大正区役所地域協働課

担当：小濱、橘 TEL:06-4394-9743